令和７年度

事 業 報 告 書

自　令和７年４月１日

至　令和８年３月31日

Ⅰ．法人の概要

Ⅱ．事業の概要

Ⅲ．財務の概要

SEIKA 2026 TH

伝統を超えていく未来

学校法人 精華学園

Ⅰ．法人の長によるメッセージ

令和７年度、精華学園法人の事業については、学園創立１００周年を翌年に控え、より一層精華高等学校の教育活動の充実を図るとともに、そこに学ぶ生徒一人一人に合ったプログラムを提供することを心掛けた。特に新設２年目を迎えた「フリーアカデミーコース」は時代のニーズに即した教育を提供し、
不登校生について、これまでの概念を覆す学校づくりに努めている。また、これまでより大学進学実績が向上しており、今後は更に工夫を重ねて、大学進学に強い学校を目指していきたい。

Ⅱ．法人の基本情報（概要）

１．法人の名称

学校法人　精華学園
所在地　〒599-8245　大阪府堺市中区辻之１５１７番地

２．教育目標

精華学園は、設置する高等学校において「社会に必要とされる人材を育成する」ことを目的として、教育目標を『自立・協調・創造』と定め、自分の力でしっかりと行動できる人間、お互いの違いを尊重し相手を思いやり助け合える人間、確実な学力を身につけ柔軟な発想であたらしいものを作ることができる人間の育成に全力で取り組んでいます。

３．学校法人の沿革

大正１５年（１９２６年）	財団法人精華学園精華実践女学校設立
昭和　４年（１９２９年）	大阪市港区から阿倍野区に移転
昭和１８年（１９４３年）	精華高等女学校と改称
昭和１９年（１９４４年）	精華高等実業女学校と改称
昭和２３年（１９４８年）	学制改革により精華技芸高等学校と改称
昭和２４年（１９４９年）	学校法人精華学園精華女子高等学校と改称
昭和５８年（１９８３年）	堺市中区辻之に泉北学舎を開校
平成　８年（１９９６年）	阿倍野学舎は泉北学舎に移転統合 精華高等学校と改称
平成１０年（１９９８年）	男子生徒募集開始し、男女共学校となる
平成１３年（２００１年）	前期・後期の２学期制を実施
平成１４年（２００２年）	精華学園フィールドセンター開設
平成１７年（２００５年）	第２研修館完成
平成２２年（２０１０年）	西広場開設
令和　２年（２０２０年）	E-room 開設
令和　３年（２０２１年）	全館 ICT 化（GIGA スクール構想）完了
令和　４年（２０２２年）	新コース制度（５コース）スタート ３学期制スタート
令和　６年（２０２４年）	フリーアカデミー〔FA〕コーススタート（６コース）

４．設置する学校

精華高等学校　普通科
所在地　〒599-8245　大阪府堺市中区辻之１５１７番地
電話番号　　０７２（２３４）３３９１
FAX 番号　　０７２（２３４）３３９９
HP アドレス　https://www.seika-h.ed.jp

５．生徒数の状況　　令和７年５月１日現在（単位：名）

学則定員数	現員数	摘要
１０８０	７３１	

６．役員の概要　　令和７年５月１日現在
理事（定員６名、現員６名）
監事（定員２名、現員２名）

理事長（校長）	正川　昌彦（常　勤）	監　事	祐仙　道保（非常勤）
理　事	杉本　弘子（常　勤）	監　事	飯銅　健一（非常勤）
理　事	二階堂 和幸（常　勤）		
理　事	椋木　邦彦（常　勤）		
理　事	髙添　陽一（非常勤）		
理　事	吉村　昭彦（非常勤）		

７．評議員の概要　　令和７年５月１日現在
評議員（定員１５名、現員１１名）

二階堂　和幸	・	森脇　雅郎	（左記２名は学校教職員）
池内　美智子	・	中西　学美	（左記２名は本校卒業生）
正川　昌彦	・	杉本　弘子	左記７名は学識経験者
池上　祥博	・	椋木　邦彦	
高添　陽一	・	石井　基司	
浅井　雅昭			

８．教職員の概要　　令和７年５月１日現在

教　員（教諭・嘱託・講師）	７５名	職　員（常勤・非常勤）	２３名

Ⅲ．事業の概要〔精華高等学校〕

１．当年度の概要

令和７年度入試における入学者数は、２６２名となり昨年に比べ１６名の減少となりました。全校生徒数は７３１名で、学則定員数の１０８０名には遠く及ばす、依然として厳しい状況が継続しております。この入試でも、いろいろと手を打ってきましたが、併願受験者の戻り数がわずか７人（1.9%）に止まり、少なかった昨年の１９名(4.7%)をさらに減少する結果になっています。令和２年度入試では9.2%の戻り率がありましたが、これからは全く併願受験者の戻りには期待できなくなっています。これは、昨年も書きましたが、併願校となる公立高校がいずれも学校も定員割れの状況になっており、授業料の無償化による私学人気がかえって本校にとっては不利な状況になったように思います。この公立併願校の定員割れ状態は、恐らく今後も継続するように思われ、本校の生徒募集活動はより一層厳しくなってくると思われます。いかにして専願受験者数を確保するかが大きな目標になりますが、どの学校も必要な努力を重ね、しっかりとした計画性のもとに学校経営を推進しており、本学園においても「長期的視点からの学校経営計画」を明確にして前に進んでいく必要があります。本校もこれまで、数々の新しい教育と工夫を施し、他校に遅れることなく努力を重ねてきましたが、更に時代のニーズにこたえる教育活動をこれからもより一層続けていく必要があります。しかしながら、教育の中身では、新コース制度も４年目を迎え、安定した教育が推進出来るようになってきました。他の私学にないような教育内容を確立し、魅力的なカリキュラムを組むことで、次年度の入学生をしっかりと確保し、生徒とその保護者に満足していただける学校に成長していきます。一方、令和７年度卒業生の進路状況については、これまでにはない素晴らしい結果が出ています。同志社大学、関西大学、関西学院大学、立命館大学のいわゆる「関関同立」のすべてに合格者を出すことが出来ました。また国公立大では、奈良県立大学および和歌山大学の２校に合格できています。今後更に進学実績を伸ばす教育を展開してまいります。

２．コース別教育の強化

精華高等学校における今年度のコース別教育の概要は、６コースによる教育活動が安定してきており、コースごとのプログラムに更に特色が見えるようになってきました。また前述したフリーアカデミーコースが２年目を迎え、時代のニーズに沿った教育を実施しています。この６コース制は、学習の多様化に確実に対応できているといえます。学習計画は順調に遂行することが出来ています。

３．各コースの概要

（１）ニュースタンダード〔NS〕コース

４年を経過し、これまでの教育内容を更に良いものにする改善が必要な時期になりました。伸びる可能性を持った生徒が多数在籍しているため、「学び直し」にも力を入れ、このコースからも自力で大学に合格できるような体制を整えていきたいと考えています。しかしながら基本的な学校生活が送れない生徒も少数ながら在籍しているため、日々の学校生活を大切にして、自分の目指す道を的確に探す活動をより一層推進していきたいと思います。

（２）スーパーグローカル〔SG〕コース

入学者数はやはり伸長していません。しかし前述した進学実績は確実に成果を上げています。優秀な成績を収める生徒が育ってきており、このノウハウを更に生かして生徒の成長を促していきます。また当然のことながら、生徒募集活動にも力を入れていく必要があります。中学校だけでなく、学習塾を対象とした渉外活動を強化していきます。

（３）スポーツ＆アート〔SA〕コース

７つの強化クラブに在籍している生徒であるため、目的意識がしっかりしており順調に教育が進んでいます。火曜日と金曜日の５限６限にクラブ活動を取り入れ、今までにない教育を提供していますが、活動場所や人員の配置などに課題もあり、今後は更に工夫が必要になってきました。

（４）i-Tech〔IT〕コース

時代にマッチした教育内容を提供しています。IT 関連の知識や技術はこれからの社会において不可欠であり、期待が持てるコースです。また、中学生にとって魅力のあるコースのはずですが、入学者数が伸びず広報活動などを改善する必要もあります。

（５）環境福祉〔EW〕コース

専願受験者のみで構成されるコースであるため、学びに対する姿勢は悪くありません。入学者数も定数をはるかに超える実績が出ており、本校を代表するコースになってきました。他校にない教育内容と生徒が飽きないような学習を提供できています。外部との連携が必要な実学をメインにした学習内容であるため、今後は更に多方面との連携を深めていく必要があります。

（６）フリーアカデミー〔FA〕コース

全体的に、入学時よりかなり成長し、精神的にも落ち着 いてきた生徒が増えてきています。なかには登校ができていない者や、体調を崩し登校率が下がった者、交友関係に悩む者もいましたが、担任がしっかり把握しています。１年生は２年生に比べ反応が薄い生徒が多く、距離感が違うことから友人関係を築けない生徒が在籍しており、まだまだ課題があります。重い起立性調節障害や過敏性腸症候群の生徒、入院手術を行った生徒、特性上授業展開についてくるのが大変な生徒などが多くいるため、それぞれに合ったプログラムを用意して教育活動を推進しています。

４．部活動の状況

令和７年度は強化クラブのうち演劇部が全国大会への出場がありました。また剣道部が創部以来初めて大阪府で第３位に入賞し強豪校の仲間入りを果たしています。また卓球部は安定して近畿大会へ進出しており、今後の躍進に期待が持てます。また文化系のクラブも、特別強化クラブの吹奏楽部を筆頭に、女子ダンス部やｅスポーツ部などの活動が活発化しており、良い兆候が見られます。しかしながら、昨今社会的な課題になっている、学校教員のクラブ指導の在り方はやはり本校においても同様の影響があり、特に若手の教員の中で自らが中心となって真摯にクラブ指導に取り組む人員が少なくなっているように思われます。やはりクラブ活動の活性化のためには、指導者は重要であり、その雇用方法や待遇面の改善は今後考えていく必要がある課題といえます。

５．経営力の強化

昨年同様に、現状の回避のためにはやはり経営改善計画の策定が必要です。財政状況の改善に努める必要があります。収支差額を見る限り、現在は健全な経営状態にあるとは言えず、現状の問題点を明確にして対応策を具体化することが必要になっています。また社会経済の悪化は、本学園の経営状況にも大きな影響を及ぼしているため、授業料の値上げは絶対に令和８年度には承認を得る必要があります。学校経営は、在籍する生徒数が基本になります。一昨年落ち込んだ入学者数は改善傾向にありますが、これだけでは到底財政状況の改善とはいえず、ぞれぞれの問題点をどのように改善するかを明確にすることがいま最も求められており、今こそ現理事会の経営力を示す時であると思われます。大阪府の「高等学校授業料の完全無償化」は併願受験者の戻り数減少という予想外の事態を引き起こしています。私学にとって追い風になると思われましたが、本校にとっては必ずしもそうではないように思われます。今後はより一層私学間の競争が激化すると思われ、これらの点を踏まえて経営力の強化を図っていく必要が大いにあります。

６．施設等の管理と整備

施設等の学校環境については、他の公立校と比較した場合、さほど差異はないように思われます。しかし、他の私学と比較すると圧倒的に差を付けられています。ICT 環境の整備などは本校でも完了していますが、他の私学は、学校を訪問するだけでよい印象をもたれるような校舎が多くなってきており、無条件で受験生の確保に繋がっています。小規模法人には不利な部門ではありますが、学園創立１００周年を迎えるにあたっては、今後的確に計画を推進していく必要があると思われます。

７．学校行事

コースの細分化により、全校生徒で実施する行事よりコース行事が多くなっているように思います。生徒の満足感を満たすためには学校行事はとても重要であり、学校教育にとっては欠かすことのできない取り組みのため、各コースが創意工夫した取り組みを推進していますが、明確な目的意識に欠けるものや予算がかかり過ぎるものもあるため、一度行事の検証が必要になっているようにも思います。生徒の安全管理においては、今年度も特に大きな問題もなく、１年間の行事を終了したことを報告させていただきます。

８．生徒の状況

学校選択にも時代の変化が起こっており、当初から通信制を希望する中学生や簡単にリタイヤして単位制の学校へ転学する生徒も多くなってきました。一人ひとりの特性を活かした教育、安心して通学できる環境だけでなく、「精華高校で学ぶことに誇りを持てる生徒」を育てていかなければ世間から評価されないように思います。生徒の個性に合わせた自主性を重んじる教育の推進が目標になっています。

９．その他

進学実績の向上を目指すために、放課後の自習活動に力を入れていきます。意欲のある生徒に学びの機会を提供するために、環境の整備を行っていきます。

Ⅳ．財務の概要

財務状況

令和７年度の生徒数は昨年度と比べ減少となりました。収入については、これにより、昨年度より収入減となりました。支出については、施設設備関係の工事費、経費関係では、物価の高騰等、経営状況は非常に厳しい結果となりました。

（１）決算の概要

（２）その他

詳細については、別添えとする。

財　産　目　録

令和8年3月31日現在

学校法人　精華学園　　（単位 円）

科　　目	年度末
一　資産額	
（一）基本財産	
1　土地	1,409,471,696
2　建物	668,056,947
3　構築物	4,359,806
4　教育研究用機器備品	38,057,769
5　管理用機器備品	774,989
6　図書	43,330,249
7　車両	1
8　電話加入権	425,854
9　施設利用権	5
（二）運用財産	
1　退職給与引当特定資産	83,714,342
2　減価償却引当特定資産	50,000,000
3　長期前払金	1,287,293
4　現金預金	233,580,181
5　未収入金	26,009,295
6　仮払金	30,000
7　修学旅行費預り資産	23,627,849
8　預け金	14,470
9　前払金	2,225,993
資　産　合　計	2,584,966,739
二　負債額	
（一）固定負債	
1　長期借入金	32,400,000
2　退職給与引当金	83,714,342
3　役員等退職給与引当金	3,770,000
（二）流動負債	
1　１年以内返済予定長期借入金	12,000,000
2　未払金	37,322,108
3　前受金	39,300,000
4　預り金	10,527,685
5　修学旅行費預り金	23,627,849
負　債　合　計	242,661,984

①貸借対照表関係

ア）貸借対照表の状況と経年比較

貸借対照表

（単位　円）

科　　目		本年度末	前年度末	増　　減
資産の部	固定資産	2,299,478,951	2,290,657,184	8,821,767
	流動資産	285,487,788	405,890,378	△ 120,402,590
	資産の部　合　計	2,584,966,739	2,696,547,562	△ 111,580,823
負債の部	固定負債	119,884,342	80,438,842	39,445,500
	流動負債	122,777,642	136,381,132	△ 13,603,490
	負債の部　合　計	242,661,984	216,819,974	25,842,010
純資産の部	基本金	4,848,726,206	4,816,717,497	32,008,709
	繰越収支差額	△ 2,506,421,451	△ 2,336,989,909	△ 169,431,542
	純資産の部　合　計	2,342,304,755	2,479,727,588	△ 137,422,833
負債及び純資産の部　合　計		2,584,966,739	2,696,547,562	△ 111,580,823

貸借対照表（経年比較）

（単位　円）

科　　目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
資産の部	固定資産	2,415,414,434	2,391,440,389	2,336,866,703	2,290,657,184	2,299,478,951
	流動資産	574,479,242	491,704,148	456,215,710	405,890,378	285,487,788
	資産の部　合　計	2,989,893,676	2,883,144,537	2,793,082,413	2,696,547,562	2,584,966,739
負債の部	固定負債	96,884,616	91,052,811	87,842,049	80,438,842	119,884,342
	流動負債	134,516,779	98,379,890	111,147,917	136,381,132	122,777,642
	負債の部　合　計	231,401,395	189,432,701	198,989,966	216,819,974	242,661,984
純資産の部	基本金	4,735,647,187	4,782,928,823	4,800,075,731	4,816,717,497	4,848,726,206
	繰越収支差額	△ 1,977,154,906	△ 2,089,216,987	△ 2,205,983,284	△ 2,336,989,909	△ 2,506,421,451
	純資産の部　合　計	2,758,492,281	2,693,711,836	2,594,092,447	2,479,727,588	2,342,304,755
負債及び純資産の部　合　計		2,989,893,676	2,883,144,537	2,793,082,413	2,696,547,562	2,584,966,739

②事業活動収支計算書関係

ア）事業活動収支計算書の状況と経年比較

事業活動収支計算書

（単位　円）

科目			予算	決算	差異
教育活動収支	事業活動収入の部	学生生徒等納付金	285,400,000	285,452,800	△ 52,800
		手数料	13,178,000	13,179,800	△ 1,800
		寄付金	10,400,000	11,616,797	△ 1,216,797
		経常費等補助金	455,158,000	455,281,585	△ 123,585
		付随事業収入	9,600,000	9,634,000	△ 34,000
		雑収入	40,800,000	41,953,116	△ 1,153,116
		教育活動収入計	814,536,000	817,118,098	△ 2,582,098
	事業活動支出の部	人件費	607,560,000	607,296,513	263,487
		教育研究経費	274,060,000	269,857,941	4,202,059
		管理経費	85,700,000	84,589,262	1,110,738
		徴収不能額等	312,000	260,052	51,948
		教育活動支出計	967,632,000	962,003,768	5,628,232
	教育活動収支差額		△ 153,096,000	△ 144,885,670	△ 8,210,330
教育活動外収支	事業活動収入の部	受取利息・配当金	735,000	737,291	△ 2,291
		その他の教育活動外収入	0	0	0
		教育活動外収入計	735,000	737,291	△ 2,291
	事業活動支出の部	借入金等利息	710,000	701,656	8,344
		その他の教育活動外支出	0	0	0
		教育活動外支出計	710,000	701,656	8,344
	教育活動外収支差額		25,000	35,635	△ 10,635
経常収支差額			△ 153,071,000	△ 144,850,035	△ 8,220,965
特別収支	事業活動収入の部	資産売却差額	0	0	0
		その他の特別収入	10,846,000	11,029,000	△ 183,000
		特別収入計	10,846,000	11,029,000	△ 183,000
	事業活動支出の部	資産処分差額	400,000	301,798	98,202
		その他の特別支出	3,300,000	3,300,000	0
		特別支出計	3,700,000	3,601,798	98,202
	特別収支差額		7,146,000	7,427,202	△ 281,202
〔予備費〕			5,000,000	0	5,000,000
基本金組入前当年度収支差額			△ 150,925,000	△ 137,422,833	△ 13,502,167
基本金組入額合計			△ 17,790,083	△ 32,008,709	14,218,626
当年度収支差額			△ 168,715,083	△ 169,431,542	716,459
前年度繰越収支差額			△ 2,336,989,909	△ 2,336,989,909	0
基本金取崩額			0	0	0
翌年度繰越収支差額			△ 2,505,704,992	△ 2,506,421,451	716,459

（参考）

事業活動収入計	826,117,000	828,884,389	△ 2,767,389
事業活動支出計	977,042,000	966,307,222	10,734,778

事業活動収支計算書（経年比較）

（単位　円）

科目			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
教育活動収支	事業活動収入の部	学生生徒等納付金	357,649,633	361,956,266	333,254,366	318,171,432	285,452,800
		手数料	15,007,400	13,341,600	13,257,800	12,840,700	13,179,800
		寄付金	8,240,463	8,611,653	7,480,500	10,694,098	11,616,797
		経常費等補助金	408,396,367	426,708,984	410,594,994	434,971,508	455,281,585
		付随事業収入	7,853,306	7,606,936	7,772,000	8,066,000	9,634,000
		雑収入	4,019,466	19,073,239	25,963,172	35,861,185	41,953,116
		教育活動収入計	801,166,635	837,298,678	798,322,832	820,604,923	817,118,098
	事業活動支出の部	人件費	588,403,949	615,113,817	615,101,724	608,811,399	607,296,513
		教育研究経費	198,247,890	215,082,970	206,878,604	255,068,902	269,857,941
		管理経費	61,880,585	76,566,648	73,431,383	80,542,638	84,589,262
		徴収不能額等	15,846	39,662	637,160	77,855	260,052
		教育活動支出計	848,548,270	906,803,097	896,048,871	944,500,794	962,003,768
	教育活動収支差額		△ 47,381,635	△ 69,504,419	△ 97,726,039	△ 123,895,871	△ 144,885,670
教育活動外収支	事業活動収入の部	受取利息・配当金	21,368	9,906	9,593	145,440	737,291
		その他の教育活動外収入	0	0	0	0	0
		教育活動外収入計	21,368	9,906	9,593	145,440	737,291
	事業活動支出の部	借入金等利息	0	0	0	0	701,656
		その他の教育活動外支出	0	0	0	0	0
		教育活動外支出計	0	0	0	0	701,656
	教育活動外収支差額		21,368	9,906	9,593	145,440	35,635
経常収支差額			△ 47,360,267	△ 69,494,513	△ 97,716,446	△ 123,750,431	△ 144,850,035
特別収支	事業活動収入の部	資産売却差額	0	0	0	0	0
		その他の特別収入	14,033,000	5,120,000	0	9,930,000	11,029,000
		特別収入計	14,033,000	5,120,000	0	9,930,000	11,029,000
	事業活動支出の部	資産処分差額	10,588,899	405,932	1,475,823	426,288	301,798
		その他の特別支出	0	0	427,120	118,140	3,300,000
		特別支出計	10,588,899	405,932	1,902,943	544,428	3,601,798
	特別収支差額		3,444,101	4,714,068	△ 1,902,943	9,385,572	7,427,202
〔予備費〕							
基本金組入前当年度収支差額			△ 43,916,166	△ 64,780,445	△ 99,619,389	△ 114,364,859	△ 137,422,833
基本金組入額合計			△ 49,109,625	△ 47,281,636	△ 17,146,908	△ 16,641,766	△ 32,008,709
当年度収支差額			△ 93,025,791	△ 112,062,081	△ 116,766,297	△ 131,006,625	△ 169,431,542
前年度繰越収支差額			△ 1,884,129,115	△ 1,977,154,906	△ 2,089,216,987	△ 2,205,983,284	△ 2,336,989,909
基本金取崩額			0	0	0	0	0
翌年度繰越収支差額			△ 1,977,154,906	△ 2,089,216,987	△ 2,205,983,284	△ 2,336,989,909	△ 2,506,421,451

（参考）

事業活動収入計	815,221,003	842,428,584	798,332,425	830,680,363	828,884,389
事業活動支出計	859,137,169	907,209,029	897,951,814	945,045,222	966,307,222

③資金収支計算書関係

ア）資金収支計算書の状況と経年比較

資金収支計算書

収入の部

（単位　円）

科　　目	予算	決算	差異
学生生徒等納付金収入	285,400,000	285,452,800	△ 52,800
手数料収入	13,178,000	13,179,800	△ 1,800
寄付金収入	10,400,000	10,716,062	△ 316,062
補助金収入	466,004,000	466,112,585	△ 108,585
資産売却収入	0	0	0
付随事業・収益事業収入	9,600,000	9,634,000	△ 34,000
受取利息・配当金収入	735,000	737,291	△ 2,291
雑収入	54,300,000	55,683,622	△ 1,383,622
借入金等収入	50,000,000	50,000,000	0
前受金収入	38,100,000	39,300,000	△ 1,200,000
その他の収入	96,155,000	96,119,186	35,814
資金収入調整勘定	△ 61,846,000	△ 62,340,988	494,988
前年度繰越支払資金	332,623,312	332,623,312	0
収 入 の 部 合 計	1,294,649,312	1,297,217,670	△ 2,568,358

支出の部

科　　目	予算	決算	差異
人件費支出	617,370,000	617,083,519	286,481
教育研究経費支出	210,060,000	205,097,204	4,962,796
管理経費支出	77,400,000	76,303,267	1,096,733
借入金等利息支出	710,000	701,656	8,344
借入金等返済支出	5,600,000	5,600,000	0
施設関係支出	59,820,000	59,751,000	69,000
設備関係支出	18,550,000	16,955,769	1,594,231
資産運用支出	27,300,000	26,903,349	396,651
その他の支出	93,370,000	93,286,733	83,267
〔予備費〕	5,000,000	0	5,000,000
資金支出調整勘定	△ 35,900,000	△ 38,045,008	2,145,008
翌年度繰越支払資金	215,369,312	233,580,181	△ 18,210,869
支 出 の 部 合 計	1,294,649,312	1,297,217,670	△ 2,568,358

資金収支計算書（経年比較）

収入の部

（単位　円）

科　　目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
学生生徒等納付金収入	357,649,633	361,956,266	333,254,366	318,171,432	285,452,800
手数料収入	15,007,400	13,341,600	13,257,800	12,840,700	13,179,800
寄付金収入	8,240,463	8,611,653	7,480,500	10,694,098	10,716,062
補助金収入	422,429,367	431,828,984	410,594,994	444,901,508	466,112,585
資産売却収入	0	0	0	0	0
付随事業・収益事業収入	7,853,306	7,606,936	7,772,000	8,066,000	9,634,000
受取利息・配当金収入	21,368	9,906	9,593	145,440	737,291
雑収入	13,658,296	39,388,137	39,854,591	70,308,003	55,683,622
借入金等収入	0	0	0	0	50,000,000
前受金収入	38,150,000	35,250,000	40,720,000	36,100,000	39,300,000
その他の収入	61,465,349	106,337,998	58,767,441	67,324,082	96,119,186
資金収入調整勘定	△ 71,737,948	△ 57,167,912	△ 50,289,164	△ 86,476,810	△ 62,340,988
前年度繰越支払資金	579,210,350	487,633,690	452,807,774	418,766,037	332,623,312
収 入 の 部 合 計	1,431,947,584	1,434,797,258	1,314,229,895	1,300,840,490	1,297,217,670

支出の部

科　　目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人件費支出	597,336,028	637,464,860	629,658,945	648,116,464	617,083,519
教育研究経費支出	145,228,498	156,746,207	146,594,630	194,336,075	205,097,204
管理経費支出	51,707,820	66,197,806	64,610,081	72,638,972	76,303,267
借入金等利息支出	0	0	0	0	701,656
借入金等返済支出	0	0	0	0	5,600,000
施設関係支出	71,666,210	40,847,535	5,716,205	13,901,877	59,751,000
設備関係支出	30,550,148	7,035,602	11,738,880	13,927,772	16,955,769
資産運用支出	40,341,729	18,467,136	21,127,465	26,369,903	26,903,349
その他の支出	40,719,674	86,816,829	53,443,587	60,791,802	93,286,733
資金支出調整勘定	△ 33,236,213	△ 31,586,491	△ 37,425,935	△ 61,865,687	△ 38,045,008
翌年度繰越支払資金	487,633,690	452,807,774	418,766,037	332,623,312	233,580,181
支 出 の 部 合 計	1,431,947,584	1,434,797,258	1,314,229,895	1,300,840,490	1,297,217,670

（２）その他

①有価証券の状況

有価証券はありません。

②学校債の状況

学校債はありません。

③借入金の状況　（単位　円）

借入先	期末残高	返済期限	摘要	
市中金融機関	44,000,000	令和12年1月31日	使途：施設設備資金	担保：定期預金

④寄付金の状況　（単位　円）

種類	金額
100周年記念事業特別寄付金	1,722,000
一般寄付金	8,994,062
現物寄附	900,735

⑤補助金の状況　（単位　円）

国庫補助金	10,831,000
地方公共団体補助金	455,281,585

⑥収益事業の状況

収益事業はありません。

⑦関連当事者との取引の状況

当該取引はありません。

⑧学校法人間財務取引

当該取引はありません。

監　事　報　告　書

令和８年５月１５日

学校法人　精華学園

理事会・評議員会　御中

学 校 法 人　精 華 学 園

監事　　祐 仙　道 保　㊞

監事　　飯 銅　健 一　㊞

私たち監事は、令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの令和７年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

1.　監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討しました。

2.　監査の結果

（１）　事業報告等の監査結果

① 事業報告及び附属明細書は、法令及び寄附行為に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。

（２）　計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

学校法人　精華学園

精華高等学校

令和８年度　　理事（６名）・監事（２名）

役員	氏名
理事長	正川　昌彦
理事	正川　昌彦
理事	二階堂　和幸
理事	椋木　邦彦
理事	杉本　弘子
理事	髙添　陽一
理事	吉村　昭彦
監事	祐仙　道保
監事	飯銅　健一

令和８年度　　評議員（６名）

評議員	氏名
評議員	森脇　雅郎
評議員	池内　美智子
評議員	中西　学美
評議員	池上　祥博
評議員	石井　基司
評議員	浅井　雅昭

学校法人精華学園の役員及び評議員の報酬等に関する規程

学校法人精華学園寄附行為に定める役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等については、次のとおりとする。

第１条　役員等の報酬等については、次表のとおりとする。

区　分	報　酬　等	備　　考
理事長	月額　　７５０，０００円	常勤である場合
理事・校長	月額　　５５０，０００円	常勤職員の給与規程の適用を受ける者はいずれか多い方の額を支給する。
学園本部理事	月額　　５００，０００円	
常勤理事	月額　　２５０，０００円	
非常勤理事及び監事	日額　　１５，０００円 交通費　　３，０００円	出席日ごとに支給する。但し、常勤職員に対しては、支給しない。
評議員	日額　　１０，０００円 交通費　　３，０００円	

第２条　理事長、理事・校長及び学園本部理事、常勤理事の通勤手当及び期末手当については、常勤職員の給与規程を準用して支給する。

２　理事長、理事・校長及び学園本部理事、常勤理事の役職手当については、理事会で審議し、理事長が定める。

３　非常勤理事長については、別途定める。

第３条　役員等の退職金については、次表のとおり定める。

区分	退職金支給割合	備　　考
役員	５０，０００円×在職年数	常勤職員の給与規程の適用を受ける者は、その規程によって支給する。又、職務に異動があった場合は、それぞれの期間で計算する。
評議員	３０，０００円×在職年数	

２　在職年数については、この規程の施行の前日までの期間は、算入しない。又、１年未満の端数がある時は、７か月以上は、１年として計算する。

３　第１項に規定する退職金の支給については、退職時に行う。

第４条　退職功労金について、特に必要な場合は、この規程施行前の期間も考慮して、理事会で審議し、理事長が定める。

附　則

この規程は、平成１８年４月１日から施行する。

この規程は、平成１９年３月２９日から施行する。

この規程は、平成２１年１２月９日から施行する。

この規程は、令和８年４月１日から施行する。

別 紙

報酬等に関する規程第2条第2項に定める理事長、理事・校長及び常勤理事の役職手当

区　分	役職手当(月額)	備　　考
理 事 長	60,000円	権限と責任に見合う役職手当を支給する。
理事・校長	50,000円	従前から常勤職員の給与規程に基づき役職手当(50,000円)が支給されている。
常勤理事	15,000円	当該報酬規程が制定される以前には、常勤職員の給与規程に基づき一部役職手当が支給されていた例がある。

備 考

平成24年3月14日理事会承認、平成24年度から施行

寄　附　行　為

学校法人　精華学園

学校法人精華学園　寄附行為

第　１　章　　総　　則

（名称）

第　１　条　この法人は、学校法人精華学園と称する。

（事務所）

第　２　条　この法人は、事務所を大阪府堺市中区辻之１５１７番地に置く。

第　２　章　　目的及び事業

（目的）

第　３　条　この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、社会に有為な人材を育成することを目的とする。

（設置する学校）

第　４　条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

一　精華高等学校　全日制課程　普通科

第　３　章　　機関の設置

（役員及び評議員の設置）

第　５　条　この法人に、次の役員を置く。

（１）理　事　　６名

（２）監　事　　２名

２　この法人に、評議員７名を置く。

（理事選任機関）

第　６　条　この法人の理事選任機関は、理事会とする。

２　理事選任機関の構成員は、全ての理事とする。

３　理事選任機関が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

４　理事選任機関は、前項の評議員会の意見を十分に参酌し、理事を選任しなければならない。

５　監事又は評議員会は、理事選任機関に対し必要な報告又は求めを行おうとするときは、理事長に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事長は、理事選任機関を招集しなければならない。

第　４　章　　理事会及び理事

第　１　節　　理事の選任及び解任等

（理事の選任）

第　７　条　理事は、次の各号に掲げる者とする。

（１）この法人が設置する学校の校長のうちから理事会において選任した者　１名
（２）前号に掲げるもののほか、理事会において選任した者　５名
２　前項第１号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。
３　理事選任機関は、理事の総数が６名を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。

（理事の資格及び構成）
第８条　理事の選任に当たっては、私立学校法第３１条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

（理事の任期）
第９条　理事の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。
２　理事は、再任されることができる。

（理事の解任及び退任）
第１０条　理事が次の各号のいずれかに該当するときは、当該理事を選任した理事選任機関の決議によって解任することができる。
（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
（３）理事としてふさわしくない非行があったとき
２　理事が前項各号のいずれかに該当するときは、評議員会は、当該理事を選任した理事選任機関に対し、当該理事の解任を求めることができる。
３　前項の場合において、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたとき、又は当該理事の解任を求める旨の評議員会の決議があった日から２週間以内に理事選任機関による解任がされなかったときは、評議員は、当該議案が否決された日又は当該決議があった日から２週間を経過した日から３０日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。
４　理事は次の事由によって退任する。
（１）任期の満了
（２）辞任
（３）死亡

（理事に欠員を生じた場合の措置）
第１１条　理事は、第５条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の理事が選任されるまでは、なお理事としての権利義務を有する。
２　理事のうち、その定数の５分の１を超えるものが欠けたときは、１月以内に補充しなければならない。

第　２　節　　理事会及び理事の職務等

（理事会の構成）
第１２条　理事会は、全ての理事で組織する。

（理事会の権限）
第１３条　理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

（理事の職務）
第１４条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。
２　理事のうち１名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。
３　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

（代表権の制限）
第１５条　理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

（理事の報告義務）
第１６条　理事長は、毎会計年度に４月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第　３　節　　理事会の運営

（招集）
第１７条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
３　理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
４　理事長が、前項の請求のあった日から５日以内に、その請求の日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することができる。
５　理事会を招集するには、各理事及び各監事に対して、会議の日時及び場所並びに会議の目的である事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
６　前項の通知は、会議の１週間前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
７　前２項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（運営）
第１８条　理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
２　前条第２項及び第４項並びに第２８条第２項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

（決議）
第１９条　理事会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる理事の数の３分の

２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（１）この寄附行為の変更

（２）予算及び事業計画の作成又は変更

（３）基本財産の処分

（４）借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）その他予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

（５）残余財産の帰属者の決定

３　前２項の規定にかかわらず、次の決議は、理事の総数の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（１）私立学校法第１０９条第１項第１号に定める事由による解散

（２）この法人の合併

４　理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

（業務の決定の委任）

第２０条　法令及びこの寄附行為の規定により理事会において決定しなければならない事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

（議事録）

第２１条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

２　議事録には、議長、出席した理事のうちから互選された理事２人以上及び出席した監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあっては、電子署名。第４６条第２項において同じ。）又は記名押印し、理事会の日から１０年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

第　５　章　　監　　事

第　１　節　　選任及び解任等

（監事の選任）

第２２条　監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

３　評議員会は、監事の総数が２名を下回ることとなるときに備えて、補欠の監事を選任することができる。

（監事の資格）

第２３条　監事の選任に当たっては、私立学校法第３１条第３項及び第６項並びに第４６条に規定する資格に関する要件を遵守しなければならない。

（監事の任期）

第２４条　監事の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

２　監事は、再任されることができる。

（監事の解任及び退任）

第２５条　監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

（３）監事としてふさわしくない非行があったとき

２　監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から３０日以内に、訴えをもって当該監事の解任を請求することができる。

３　監事は次の事由によって退任する。

（１）任期の満了

（２）辞任

（３）死亡

（監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続）

第２６条　理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

２　監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

３　監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。

４　監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

５　理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

（監事に欠員を生じた場合の措置）

第２７条　監事は、第５条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の監事が選任されるまでは、なお、監事としての権利義務を有する。

２　監事のうち、その定数の２分の１を超えるものが欠けたときは、１月以内に補充しなければならない。

第　２　節　　職　務　等

（監事の職務）

第２８条　監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

（１）この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。

（２）この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後３月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

（３）理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。

（４）この法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに大阪府教育長（当該報告が理事の業務の執行に関するものであるときは、理事選任機関を含む。）に報告すること。

（５）前号の報告をするために必要があるときは、理事長又は理事選任機関招集権者に対して理事会及び評議員会又は理事選任機関の招集を請求すること。

（６）前各号に掲げるもののほか、法令又はこの寄附行為により監事が行うこととされた職務

２　前項第５号の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。理事選任機関の招集を請求した場合も、同様とする。

（調査権限等）

第２９条　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

２　監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他私立学校法施行規則で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

（理事の行為の差止め）

第３０条　監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

第　６　章　　評議員会及び評議員

第　１　節　　評議員の選任及び解任等

（評議員の選任）

第３１条　評議員は、次の各号に掲げる者とし、評議員会において選任する。

（１）この法人の職員のうちから選任した者　１名以上２名以内

（２）この法人の設置する学校を卒業した者で年齢２５年以上のもののうちから選任した者　１名以上２名以内

（３）学識経験者のうちから選任した者　３名以上５名以内

２　前項第１号に定める評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

３　評議員会は、評議員の総数が７名を下回ることとなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

４　評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮して行うものとする。

（評議員の資格）

第３２条　評議員の選任に当たっては、私立学校法第３１条第３項及び第６項、第４６条第２項及び第３項並びに第６２条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

（評議員の任期）

第３３条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

２　評議員は、再任されることができる。

（評議員の解任及び退任）

第３４条　評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該評議員を選任したものの決議によって解任することができる。

（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

（３）評議員としてふさわしくない非行があったとき

２　評議員は次の事由によって退任する。

（１）任期の満了

（２）辞任

（３）死亡

３　評議員は、第５条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の評議員が選任されるまでは、なお、評議員としての権利義務を有する。

第　２　節　　評議員会及び評議員の職務等

（評議員会の構成）

第３５条　評議員会は、全ての評議員で組織する。

（評議員会の職務等）

第３６条　評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

２　評議員会は、法令及びこの寄附行為で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項について決議する。

（１）寄附行為の変更

（２）私立学校法第１０９条第１項第１号に定める事由による解散

（３）合併

（４）重要な資産の処分又は譲受け

（５）多額の借財

（６）予算及び事業計画の作成又は変更

（７）役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定又は変更

（８）予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

（９）寄附金品の募集に関する事項
（１０）その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

（理事の行為の差止めの求め）
第３７条　評議員会は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、監事に対し、第３０条の請求を行うことを求めることができる。
２　前項の場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるにもかかわらず、評議員会において前項の請求を行うことを監事に求める旨の決議が否決されたとき、又は当該請求を行うことを監事に求める旨の評議員会の決議があった後遅滞なく当該請求その他の手続が行われないときは、評議員は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

（責任追及の訴えの求め）
第３８条　評議員会は、役員又は清算人が任務を怠ったことによってこの法人に損害が生じた場合には、書面又は電磁的方法により、理事長（理事の責任を追及する場合には監事）に対し、役員又は清算人の責任を追及する訴えの提起を求めることができる。

第　３　節　　評議員会の運営

（開催）
第３９条　評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後３月以内に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）
第４０条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
２　評議員の総数の３分の１以上の評議員は、共同して、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
３　評議員の総数の３分の１以上の評議員は、共同して、理事長に対し、一定の事項を評議員会の会議の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の２０日前までにしなければならない。
４　評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。
（１）会議の日時及び場所
（２）会議の目的である事項があるときは、当該事項
（３）会議の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨
（４）私立学校法施行規則で定める事項
５　前項の通知は、会議の１週間前までに発しなければならない。

（評議員による招集）

第４１条　前条第２項の規定による請求があった日から２０日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、同項の規定による請求をした評議員は、共同して、大阪府教育長の許可を得て、評議員会を招集することができる。

２　前項の評議員は、その全員の協議により、前条第４項各号に掲げる事項を定め、他の評議員に対し、書面又は電磁的方法（他の評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。

３　前項の通知は、会議の１週間前までに発しなければならない。

（監事による招集）

第４２条　第２８条第２項の規定により監事が評議員会を招集する場合には、監事は第４０条第４項第１号、第２号及び第４号に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。

２　前項の通知は、会議の１週間前までに発しなければならない。

（招集手続の省略）

第４３条　前３条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の合意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（運営）

第４４条　評議員会に議長を置き、評議員の互選によって定める。

（決議）

第４５条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（１）監事の解任

（２）私立学校法第９２条第１項に規定する決議

３　前２項の規定にかかわらず、役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任を免除する決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。

４　評議員は、書面又は電磁的方法により評議員会の議決に加わることができる。

（議事録）

第４６条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

２　議事録には、議長、出席した評議員のうちから互選された評議員２人以上及び出席した監事が署名又は記名押印し、評議員会の日から１０年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

（役員の出席等）

第４７条　理事長及び監事は、評議員会に出席しなければならない。

２　理事長及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

第　７　章　　理事会と評議員会の協議

（理事会及び評議員会の協議）

第４８条　法令又はこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事長は、更に審議を尽くすために、当該事項を会議の目的である事項として、再度評議員会を招集することができる。

２　全ての理事は、前項の評議員会に出席し、前項の事項に関し改めて必要な説明を行うものとする。

３　評議員会は、前項の理事の説明を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。

第　８　章　　予算及び事業計画等

（会計年度）

第４９条　この法人の会計年度は、４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わるものとする。

（予算及び事業計画）

第５０条　この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会及び評議員会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

（役員及び評議員の報酬）

第５１条　役員及び評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（責任の免除）

第５２条　役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法第９２条の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

２　理事は、前項の規定に基づく責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

３　第１項の決議を行ったときは、理事長は、遅滞なく、私立学校法第９２条第２項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には１か月以内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。

４　評議員の総数の１０分の１以上の評議員が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、第１項の規定に基づく責任の免除をしてはならない。

５　第１項の決議があった場合において、当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金その他の私立学校法施行規則で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の決議による承認を受けなければならない。

（責任限定契約）

第５３条　理事（理事長及びこの法人の職員である理事を除く。以下この条において「非業務執

行理事」という。）又は監事が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事又は監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金１０万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法第９２条の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事又は監事と締結することができる。

第　９　章　　資産及び会計

（資産）

第５４条　この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

（資産の区分）

第５５条　この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

２　基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

３　運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

４　寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

（基本財産の処分の制限）

第５６条　基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び評議員会の決議によって、その一部に限り処分することができる。

（積立金の保管）

第５７条　基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

（経費の支弁）

第５８条　この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

（会計）

第５９条　この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

（予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄）

第６０条　予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会及び評議員会で決議しなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

（事業報告及び決算）

第６１条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（１）事業報告

（２）事業報告の附属明細書

（３）計算書類

（４）計算書類の附属明細書

（５）財産目録

２　理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号及び第５号の書類の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かなければならない。

（財産目録等の備置き及び閲覧等）

第６２条　この法人は、毎会計年度終了後３月以内に役員等名簿（役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下第３項及び第６８条第２号において同じ。）を作成しなければならない。

２　この法人は、前条第１項各号及び前項の書類、監査報告、役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類並びにこの寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供し又はこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付しなければならない。

３　前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について評議員以外の者から同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせ又は交付をすることができる。

（資産総額の変更登記）

第６３条　この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後３月以内に登記しなければならない。

第 １０ 章　　寄附行為の変更

（寄附行為の変更）

第６４条　この寄附行為を変更しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、大阪府教育長の認可を受けなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則に定める届出事項については、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、大阪府教育長に届け出なければならない。

第 １１ 章　　解散及び合併

（解散）

第６５条　この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

（１）理事会の決議及び評議員会の決議による決定

（２）この法人の目的たる事業の成功の不能

（３）合併

（４）破産手続開始の決定

（５）大阪府教育長の解散命令

２　前項第１号又は第２号に掲げる事由による解散は、大阪府教育長の認可を受けなければならない。

（残余財産の帰属者）

第６６条　この法人が解散した場合（合併又は破産手続開始の決定によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会及び評議員会の決議により選定した学校法人、教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人、国又は地方公共団体に帰属する。

（合併）

第６７条　この法人が合併しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、大阪府教育長の認可を受けなければならない。

第１２章　補　　則

（情報の公表）

第６８条　この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、ホームページの利用により、当該各号に定める事項を公表するよう努めなければならない。

（１）寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき

寄附行為の内容

（２）計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書、監査報告、財産目録、役員等名簿並びに役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類を作成したとき

これらの書類の内容

（公告の方法）

第６９条　この法人の公告は、この法人のホームページに掲示する方法により行う。

（施行細則）

第７０条　この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附　　則

この寄附行為は、大阪府知事の認可の日から施行する。

平成８年４月１日から施行する。

附　　則

この寄附行為は、大阪府知事の認可の日から施行する。

平成１１年４月１日から施行する。

附　　則

この寄附行為は、大阪府知事の認可の日から施行する。
平成１７年４月１日から施行する。ただし、この寄附行為の施行の際、現に役員及び評議員である者の任期については、第８条第１項の規定及び第２３条第１項の規定にかかわらず、なお従前の５年とする。

附　　則

この寄附行為は、平成１８年４月１日から施行する。

附　　則

この寄附行為は、大阪府教育長の認可の日から施行する。
平成２９年５月２２日から施行する。（第３５条一部改正）

附　　則

この寄附行為は、令和２年４月１日から施行する。

附　　則

１　令和７年３月２８日大阪府教育長が認可したこの寄附行為は、令和７年４月１日から施行する。

２　この寄附行為の施行の際現に在任する役員及び評議員の定数、資格及び構成については、令和７年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。この場合において、評議員のうちから、この寄附行為の定めるところにより選任された理事については、当該終結の時に、この法人と協議の上、理事又は評議員のいずれかを辞任しなければならない。

３　この寄附行為の施行の際現に在任する役員又は評議員であって、私立学校法第３１条、第４６条及び第６２条の資格及び構成を満たし、令和７年度の定時評議員会の終結の時以後に任期が満了するものの任期については、その終期を令和７年度の定時評議員会の終結の時まで短縮する。

４　前項の理事又は評議員の解任は、なお従前の例による。